

令和6年三重県議会定例会

医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

	頁
【 議案補充説明 】	
1 議案第101号 三重県病院事業条例等の一部を改正する条例案	1
【 所管事項説明 】	
1 三重県病院事業 中期経営計画 令和5年度の実績について	4
2 令和5年度三重県病院事業決算の概要について	9

令和6年6月21日

病院事業庁

【議案補充説明】

1 議案第101号 三重県病院事業条例等の一部を改正する条例案

(1) 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、引用する条の条ずれ等について、関係条例の規定を整理するものです。

<関係条例>

- ・ 三重県病院事業条例
- ・ 三重県公営企業の設置等に関する条例
- ・ 三重県流域下水道条例

(2) 改正内容

関係条例の規定について、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるなど、規定を整理します。
(※条例の内容に変更はありません。)

(3) 施行期日

公布の日から施行します。

議案第百一号

三重県病院事業条例等の一部を改正する条例案

右提出する。

令和六年六月三日

三重県知事 一見勝之

三重県病院事業条例等の一部を改正する条例
(三重県病院事業条例の一部改正)

第一条 三重県病院事業条例(昭和四十一年三重県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第十六条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第十六条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。</p>

(三重県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 三重県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者及び組織)</p> <p>第五条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第七条ただし書の規定に基づき、公営企業に管理者一人を置く。管理者の職名は、企業庁長とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第七条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)</p>	<p>(管理者及び組織)</p> <p>第五条 法第七条ただし書の規定に基づき、公営企業に管理者一人を置く。管理者の職名は、企業庁長とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第七条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)</p>

第二百四十三条の二の八第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。

第二百四十三条の二の二第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。

(三重県流域下水道条例の一部改正)

第三条 三重県流域下水道条例(令和元年三重県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第六条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)以下「自治法」という。)第二百四十三条の二の八第八項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第六条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)以下「自治法」という。)第二百四十三条の二の二第八項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【所管事項説明】

1 三重県病院事業 中期経営計画 令和5年度 of 取組成果について

◀ 病院別の取組成果 ▶

こころの医療センター

中期経営計画における令和5年度の目標と実績

目 標 項 目	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R5 実績
(1) 精神科救急・急性期医療の提供				
精神科救急患者受入件数 (件)	178	117	180	196
(2) 専門的医療の提供				
認知症入院患者数 (人/日)	26.4	29.2	40.0	32.5
アルコール依存症入院患者数 (人/日)	19.4	15.8	30.0	21.7
精神科早期介入対応件数 (件)	235	192	200	223
(3) 地域生活を支えるための支援				
デイケア・ショートケア延べ患者数 (人)	9,911	10,125	12,500	9,483
訪問看護延べ患者数 (人)	4,231	4,317	5,000	3,803
入院後1年以内の患者退院率 (%)	100.0	90.7	95.0	97.7
障害福祉サービス事業所等との連携取組件数 (件)	8	9	9	9
こころしっとこセミナー開催件数 (件)	35	40	35	35
(4) 人材育成の充実				
研修医・看護実習生等受入延べ人数 (人)	1,835	1,968	2,200	2,168
人材育成研修回数 (回)	6	6	6	5
(5) 業務改善の推進				
危機管理研修等参加率 (%)	99.7	100.0	95.0	99.7
患者満足度 (%)	87.4	86.9	94.3	86.0
(6) 経常収支比率・医業収支比率の向上				
経常収支比率 (%)	127.5	113.9	99.4	97.1
医業収支比率 (%)	55.2	54.8	65.2	57.5
(7) 患者数の確保に向けた取組				
1日平均入院患者数 (人/日)	189.9	187.1	230.0	203.7
1日平均外来患者数 (人/日)	187.5	187.1	200.0	180.8
(8) 医師・看護師の確保				
医師充足率 (%)	79.8	78.4	100.0	79.2
看護師充足率 (%)	100.0	100.0	100.0	98.9

令和5年度の取組成果

- 「三重県精神科救急医療システム」の支援病院として、休日・時間外等の救急患者を受け入れました(196件)。また、保健所からの要請による措置診察(100件)にも対応しました。
- 認知症治療の充実を図るため、脳神経内科専門医とともに多職種が連携し、もの忘れ専門外来(週3日、延べ1,276人)や専門病棟を中心に治療(入院32.5人/日)を提供しました。

- アルコール依存症治療においては、専門性の高いプログラムを用いた入院治療等（入院 21.7 人/日、外来延べ 2,935 人）を提供しました。また、ギャンブル依存症治療においては、全 6 回（月 1 回）からなる回復プログラム（集団プログラム）を運用しています。（令和 3 年 10 月～）
- 院内に設置しているユース・メンタルサポートセンター（YMSC）MIEにおいて、若年層やその家族等からの相談（新規 223 件）に対応するとともに、学生、教員、保護者や関係機関を対象に研修会（16 回）を実施しました。
- 患者の地域における生活を支援するため、外来患者に対するデイケア・ショートケアサービス（延べ 9,483 人）や、入院患者に対するリハビリテーションとしての作業療法（延べ 20,155 人）、在宅療養支援のための訪問看護サービス（延べ 3,803 人）を提供しました。
- 精神科専門医の育成及び将来的な医師確保を図るために策定（令和 2 年 10 月）した精神科専門医研修プログラムにおいて、専攻医 2 名を受け入れています。
- 災害時の精神科医療を提供する上で中心的な役割を担うため、災害拠点精神科病院の指定を受けました。また、能登半島地震の発災に伴い、DPAT（災害派遣精神医療チーム）を 4 回（延べ 14 人）派遣し、被災地支援を行いました。
- 近年の患者ニーズに応えるとともに今後の新興感染症発生時にも備え、病棟を改修し、多床室の個室化等を行いました。
- 決算においては、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の患者を受け入れるための病床確保に係る国からの交付金（医業外収益）の減額や新型コロナの影響等により減少した患者数の回復が十分でないこと等により、経常損益は赤字となりました。（経常損益：R4 +450 百万円→R5 △94 百万円（△544 百万円））

残された課題、今後の取組方向

- 精神科救急・急性期医療では、今後も救急患者の受入れや措置診察の要請に的確に対応します。
- 認知症治療については、専門外来と専門病棟による切れ目のない効果的な治療を引き続き提供するとともに、関係機関と連携しながら認知症治療が必要な患者を積極的に受け入れるなど、患者数の増加に向けて取り組めます。
- アルコール及びギャンブルに係る依存症治療については、それぞれの治療拠点機関として、専門プログラムに基づいた治療や研修・普及啓発に取り組めます。
- デイケアサービスについては、引き続き、利用者の日常生活や就労面への支援を行います。
- 専門医研修プログラムにより精神科専門医の取得を希望する専攻医を積極的に受け入れて人材育成に取り組むとともに、将来的な医師の確保につなげます。
- 能登半島地震から得られた気づきをふまえながら、BCP（事業継続計画）に基づく訓練の実施や継続的な見直しを行うなど災害への備えを進めます。
- 新興感染症の発生・まん延時に備え、平時から関係機関と連携した体制づくりに取り組むとともに、適切な病棟運営を行います。また、新興感染症の発生・まん延時には、三重県と締結した医療措置協定に基づき、精神疾患のある感染症患者の病床確保と入院患者の受入れや検査に取り組めます。
- 新型コロナの影響等により患者数が減少し、新型コロナ発生前と比べ減少した入院・外来収益の回復に向け、病床管理の徹底や医療・福祉関係機関との連携の強化等による患者数の確保を図るとともに、診療報酬改定への的確な対応など、経営改善に取り組めます。

中期経営計画における令和5年度の目標と実績

目 標 項 目	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R5 実績
(1) 地域医療の推進				
訪問診療、訪問看護等延べ患者数 (人)	5,007	4,820	4,800	4,147
住民健診、人間ドック、がん検診受検者数 (人)	1,068	984	1,200	964
救急患者受入件数 (件)	740	655	800	680
医療過疎地域等への支援件数 (件)	3	3	5	3
多職種連携による取組件数 (件)	10	13	15	18
(2) 人材育成の充実				
研修医・医学生受入延べ人数 (人)	415	408	500	427
看護実習生等受入延べ人数 (人)	303	380	350	336
学会、研修、カンファレンス等参加率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
(3) 地域医療提供体制の確保に資する研究活動の推進				
学会、論文等発表件数 (件)	20	18	20	13
(4) プライマリ・ケアセンターへの支援				
プライマリ・ケア研修会開催件数 (件)	3	3	3	3
(5) 業務改善の推進				
夢プロジェクト開催回数 (回)	12	12	12	12
危機管理研修等参加率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
患者満足度 (%)	95.0	96.8	96.6	97.7
(6) 経常収支比率・医業収支比率の向上				
経常収支比率 (%)	117.3	113.7	107.8	108.4
医業収支比率 (%)	74.0	70.8	66.7	65.1
診療報酬検討会開催回数 (回)	12	12	12	12
(7) 患者数の確保に向けた取組				
1日平均入院患者数 (人/日)	34.8	33.0	36.0	33.4
1日平均外来患者数 (人/日)	71.1	65.7	68.0	55.0
(8) 医師・看護師の確保				
医師充足率 (%)	95.8	96.8	100.0	100.0
看護師充足率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0

令和5年度の取組成果

○地域の幅広い医療ニーズに対応できるプライマリ・ケアを実践するとともに、通院が困難な患者に対する訪問診療（延べ815人）や訪問看護（延べ2,681人）、訪問リハビリテーション（延べ616人）等の在宅療養支援、住民健診（447人）や人間ドック（115人）、がん検診（402人）等の予防医療に取り組みました。

- 初期救急医療を担う医療機関として24時間365日の救急受入体制のもと、救急ホットライン（消防から医師への直通電話）や外来ホットライン（診療所等から日当直看護師への直通電話）も活用しながら、救急患者（680件）を受け入れました。
- 令和5年10月から運用している地域包括ケア病床を積極的に活用し、退院後の生活を見据えたりハビリテーションなど、在宅復帰支援に取り組みました。
- 令和6年1月から整形外科外来を再開し、医療機能を拡充しました。
- 地域における保健・医療・福祉の連携会議や健康啓発事業等の様々な活動を通じて多職種連携の強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を支援しました。
- 院内に設置した認知症看護認定看護師による「もの忘れ相談室」において、入院・外来患者からの認知症に係る相談（55件）に対応しました。
- 院内に開所（令和4年10月）した病児・病後児保育室「みどり」において、適切に病児・病後児保育（延べ81人）を実施しました。
- 総合診療医の育成拠点として、研修医（延べ20人）、医学生（延べ407人）等を受け入れ、一志病院の診療圏をフィールドにした実践的な研修を提供しました。
- プライマリ・ケアエキスパートナースに係る研修会の開催（3回）等を支援し、新たに4名（県内3医療機関、うち一志病院2名）を認証しました。
- 能登半島地震の発災に伴い、災害支援ナースを1名派遣し、被災地支援を行いました。
- 決算においては、外来の患者数が減少したものの、地域包括ケア病床の活用等により入院収益が増加し、経常損益は11年連続の黒字となりました。（経常損益：R4 +131百万円→R5 +85百万円（△46百万円））

残された課題、今後の取組方向

- 引き続き、プライマリ・ケアの実践、訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の提供に取り組みます。
- 消防機関や診療所等と密接に連携しながら、24時間365日の救急患者受入体制を維持し、地域の救急医療体制の確保に貢献します。
- 県内における総合診療医育成の中心的な役割を担うとともに、多職種連携の要となるプライマリ・ケア人材の育成に取り組みます。
- 「もの忘れ相談室」で対応した患者を、必要に応じて津市の認知症支援チームにつなぐなど、白山・美杉地域における地域包括ケアシステムの構築に向け連携して取り組みます。
- 新興感染症の発生・まん延時に備え、平時から関係機関と連携した体制づくりに取り組みます。また、新興感染症の発生・まん延時には、三重県と締結した医療措置協定に基づき、病床の確保と入院患者の受入れ、後方支援として回復患者の受入れを行います。
- 地域の診療所・福祉施設との連携強化や予防医療を含めた良質な医療サービスの提供を通じて入院・外来患者数を確保するとともに、在宅療養支援など地域の医療ニーズに対応しながら、今後も健全な経営を続けます。

志摩病院

中期経営計画における令和5年度の目標と実績

目標項目	R3実績	R4実績	R5目標	R5実績
(1) 診療機能の充実				
1日平均入院患者数 (人/日)	167.9	166.2	187.0	169.2
1日平均外来患者数 (人/日)	254.8	258.4	265.0	247.6
1か月平均救急患者数 (人/月)	277.8	300.9	402.6	358.2
患者満足度※ (%)	65.5	92.4	95.0	97.2

※他病院との整合を図るため、令和4年度から目標項目を「患者満足度」に変更

令和5年度の実績

- 入院診療については、一般病棟・地域包括ケア病棟・精神科病棟を運用して多様な医療ニーズに対応し、前年度を超える患者数を受け入れました。一方、外来診療については、患者数は前年度を下回ったほか、小児科において常勤医師が退職したことから非常勤医師による週3日の診療としています。
- 救急医療については、内科系患者の24時間365日の受入れを継続し、前年度比で患者数が大幅に増加しました。
- 能登半島地震の発災に伴い、DMAT（災害派遣医療チーム）を1回（5人）、災害支援ナースを1名派遣し、被災地支援を行いました。

残された課題、今後の取組方向

- 引き続き、志摩地域の中核病院としての役割・機能を担っていけるよう、指定管理者と密接に連携し、地域の医療ニーズをふまえながら診療機能の維持・充実に取り組みます。

県立病院課

中期経営計画における令和5年度の目標と実績

目標項目	R3実績	R4実績	R5目標	R5実績
(1) 経常収支等の向上に向けた支援				
経常収支比率 (%)	124.7	113.5	101.3	99.8
医業収支比率 (%)	58.0	57.1	64.1	57.9
(2) 医師・看護師の確保				
医師充足率 (%)	83.9	83.2	100.0	87.4
看護師充足率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
(3) 患者満足度の向上				
患者満足度 (%)	90.6	90.9	95.0	90.9

※ (1) については、こころの医療センター、一志病院、県立病院課を合計した値

※ (2) 及び (3) については、こころの医療センター、一志病院を合計した値

2 令和5年度三重県病院事業決算の概要について

(1)－1 収益的収支

(単位：百万円、%)

	R4年度	R5年度	R5-R4	対前年度
① 病院事業収益 (A+B+C)	5,777	8,203	2,426	+42.0
医業収益 A	2,372	2,418	47	+2.0
うち入院収益	1,748	1,841	93	+5.3
うち外来収益	473	432	△41	△8.6
医業外収益 B	3,406	2,847	△558	△16.4
うち一般会計繰入金	2,934	2,334	△601	△20.5
特別利益 C	—	2,938	2,938	皆増
② 病院事業費用 (D+E+F)	5,254	5,314	59	+1.1
医業費用 D	5,041	5,096	55	+1.1
うち給与費	2,711	2,726	15	+0.5
うち材料費	242	252	9	+3.8
うち経費	1,507	1,506	△1	△0.1
うち減価償却費	558	592	34	+6.1
医業外費用 E	214	218	5	+2.1
特別損失 F	—	—	—	—
③ 経常損益 (A+B) - (D+E)	523	△48	△571	△109.2
④ 純損益 (①-②)	523	2,890	2,366	+452.4

(1) - 2 経常損益の病院別内訳 (単位：百万円)

	R4年度	R5年度	R5-R4
こころの医療センター	450	△94	△544
一志病院	131	85	△46
志摩病院	△58	△38	20
合計	523	△48	△571

※志摩病院は指定管理者制度を導入しているため、県会計上は入院・外来収益や給与費、材料費等の経費を含んでおらず、主に減価償却費等の固定資産にかかる損益を示したものとなります。

(1) - 3 患者数の状況 (単位：人/日)

	入院 (1日平均)			外来 (1日平均)		
	R4年度	R5年度	R5-R4	R4年度	R5年度	R5-R4
こころの医療センター	187.1	203.7	16.6	187.1	180.8	△6.3
一志病院	33.0	33.4	0.4	65.7	55.0	△10.7

(参考)

志摩病院	166.2	169.2	3.0	258.4	247.6	△10.8
------	-------	-------	-----	-------	-------	-------

(2) 資本的収支 (単位：百万円、%)

	R4年度	R5年度	R5-R4	対前年度
① 資本的収入	1,077	801	△277	△25.7
企業債	663	370	△293	△44.3
県費負担金	410	404	△7	△1.7
短期貸付金返還金	—	—	—	—
その他	4	28	24	+592.9
② 資本的支出	1,691	1,174	△517	△30.6
建設改良費	685	376	△309	△45.2
企業債償還金	720	708	△12	△1.7
長期借入金償還金	285	90	△195	△68.4
長期貸付金	1	1	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
資本的収支差引(①-②)	△613	△373	240	—

※各表について、四捨五入処理のため合計や差引が合わない場合があります。

(参考)

特別利益の計上について

1 地方公営企業会計制度の見直し（平成 26 年度予算決算から適用）

企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は、昭和 41 年度以来大きな改正がされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じていることなどから、見直しが実施された。

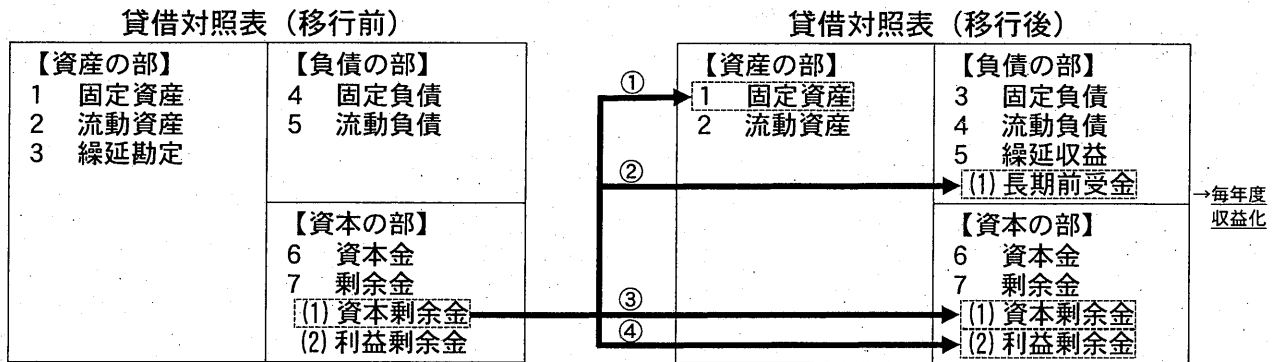
【主な改正項目】

- 借入資本金の廃止（企業債等を負債に計上）
- 補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更
（みなし償却制度を廃止し、資産取得に伴って交付された補助金及び企業債償還に伴う一般会計繰入金等について、減価償却見合い分を毎年度収益化）
※「長期前受金」として負債に計上したうえで、医業外収益の「長期前受金戻入」として収益化
- 引当金の義務化 など

2 平成 25 年度末までに交付された補助金等に係る移行処理

平成 25 年度末に資本剰余金として整理されている補助金等については、当初から当該補助金等が収益化されていた状態になるよう移行処理が必要とされた。

（国は、移行処理の経過措置として、グルーピングによる総合償却制度など簡便な移行処理例を例示）



【移行処理】

- ① みなし償却制度を適用していた資産の減価償却済相当分を固定資産の減価償却累計額に振替
- ② 減価償却未償却分を今後収益化するものとして長期前受金に振替
- ③ 非償却資産分は引き続き資本剰余金に計上
- ④ 減価償却済分を利益剰余金に振替

3 特別利益の計上に伴う貸借対照表への影響

長期前受金について、現有資産すべての減価償却が終了する令和 45 年度までの増減見込を詳細に分析した結果、減価償却期間と企業債償還期間が相違していることなどに起因し、今後の収益化に必要な額と現時点で貸借対照表に計上している額に差が生じており、これまでの収益化額が過少であることが判明したため、令和 5 年度決算において特別利益として計上。

貸借対照表（特別利益計上前）				貸借対照表（特別利益計上後）			
（単位：百万円）				（単位：百万円）			
【資産の部】 1 固定資産 7,694 2 流動資産 2,311	【負債の部】 3 固定負債 10,460 4 流動負債 1,265 5 繰延収益 3,935 (1) 長期前受金 3,935	【資本の部】 6 資本金 311 7 剰余金 ▲5,966 (1) 資本剰余金 1,372 (2) 利益剰余金 ▲7,338		【資産の部】 1 固定資産 7,694 2 流動資産 2,311	【負債の部】 3 固定負債 10,460 4 流動負債 1,265 5 繰延収益 997 (1) 長期前受金 997	【資本の部】 6 資本金 311 7 剰余金 ▲3,028 (1) 資本剰余金 1,372 (2) 利益剰余金 ▲4,400	
資産合計 10,005		負債資本合計 10,005		資産合計 10,005		負債資本合計 10,005	

▲2,938
+2,938

※ 今回の特別利益の計上は、貸借対照表上の科目変更を行うためのものであり、資金の移動は発生しません。